

会議録

1 会議名:第74北九州市環境審議会

2 会議種別:付属機関

3 開催日時:令和8年4月24日(金) 15時00分~17時00分

4 開催場所:リーガロイヤルホテル小倉 3階 エンパイアの間

5 出席者(敬称略):

会長 浅野 直人

会長代理 日野 雄二、松永 裕己

委員 荒川 徹、飯田 緑、泉 日出夫、江頭 杏、小林 光、籠田 淳子、重國 香、
田中 綾子、富澤 善和、畠中 聡之、村上 さとこ

事務局 木下環境局長、佐藤総務政策部長、諸熊環境国際部長、下野グリーン成長推進部長、江藤環境監視部長、原田循環社会推進部長、村上総務課長、岩崎職員育成担当課長、武富環境学習課長、玉井再生可能エネルギー導入推進課長、佐藤環境イノベーション支援課長、平井ネイチャーポジティブ推進課長、田中環境国際戦略課長、火箱事業化支援担当課長、松岡環境監視課長、小田産業廃棄物対策課長、山中産業廃棄物指導担当課長、渡辺循環社会推進課長、川原適正処理・減量化担当課長、山倉業務課長、山田施設課長

6 議事

審議事項

(1)北九州市地球温暖化対策実行計画の改定について

(2)第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画の中間見直しについて

報告事項

(1) 事業系ごみの減量・リサイクル対策について

(2)「北九州グリーンサーキュラー認定制度」の創設と進捗について

7 概要

開会にあたり、環境局長から挨拶があった。

続いて、会長より挨拶があり、「北九州市地球温暖化対策実行計画の改定について」、「北九州市循環型社会形成推進基本計画の中間見直し」に係る審議を行い、その他2件について

の報告を行った。

8 議事録(要旨)

【会長挨拶】

皆さん、今日はお集まりいただきましてありがとうございます。

前回の審議会以降に、国の環境政策にどのような動きがあったかということについて、簡単にご紹介申し上げたいと思います。

お配りました資料真ん中あたりに、「環境省設置法改正案」という記載がございます。

この環境省設置法は、既に衆議院を通過いたしまして、現在、参議院で審議中でございます。

何が変わるかといいますと、現在、熊本県にある環境省の出先機関は「地方環境事務所」となっておりましたが、これについて「地方環境局」に名称を変える、ということが、この改正案の内容です。

環境省だけ地方の出先機関の名称が、「事務所」という名前でしたので、何となく一段低いという印象を受けることがあったようですが、ようやく「局」と名称を変更にすることができるということでもあります。こちらの法案が通過しますと、7月から熊本の出先機関が「地方環境局」に変わる、ということ覚えてください。

それから、「南極地域の環境の保護に関する法律」の改正案であります。

これは国際条約がありまして、その国際条約の改正に合わせて修正をするということになった経緯であります。これまでは南極大陸に上陸しない観光船等は規制の対象外だったのですが、今後周りを運航するだけでも規制対象となる、ということになりましたので、観光で南極大陸に上陸はしない場合でも、事前に政府に届けてもらうということになりました。

それから、南極で何か事業をやっている者がトラブルを起こして、南極の環境に大きな影響を与えるということがあった場合に備え、きちんと対策を立てることを求め、もし対策を立てることができない場合には、その者の母国がきちんと責任持つことを求めています。

それでも対処できない場合には、国際的な協力で対策を立てることになるのですが、そのような場合には、トラブルを起こした者に費用負担を求める、ということを経済の中に書くことになっているのが、この改正案です。

次は廃掃法の改正についてです。

これは資料に記載してあることとおおよそわかりいただけると思うのですが、スクラップヤードが今までの野放しだったので、これについて、きちんと規制をしようというのが一つの視点です。

もう一つは、災害廃棄物について、各自治体に対策計画の策定を義務づける、ということになりました。

北九州市は既に策定しているので構わないのですが、規模の小さな自治体でも策定に取り組まなければいけないということになりまして、そのために必要な手続き等についても、今度の法改正で記載するということになりました。

それから、「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」についてです。

これは北九州市でPCB処理を始めることが決まった時に、取組を応援するために国が法律を作ったという経緯です。

既に高濃度PCBの廃棄物についてはほぼ処理が終わっており、今後は国の直営機関で処理することはやらないのですが、まだ後から要処理の物が出てくる可能性があります。

現在の法律では、期限内で処理することが定められており、それで終わりになっています。

もちろん、定められた取組をきちんとやったのですが、今から「今頃見つかりました」というのが必ず出てくるだろうと思いますので、その場合には「〇年以内に処理しなくてはならない」ということきちんと記載しなくてははいけません。

それから、直営機関でPCB処理をやるために中間貯蔵環境安全事業株式会社という会社があり、北九州市にも事務所があるわけですが、この会社においてPCB処理を行う、という規定がいらなくなりましたので、これを削るというのも改正の一つの目的になります。

それからもう一つ。低濃度PCB廃棄物については、実は、完璧に処理ができているというわけではありません。

というのも、この法律では、PCB「廃棄物」になった時に処理しなくてはいけない、という仕組みですから、耐用年数が過ぎていても、その物を使っている人がいると、それは「廃棄物」にはならないわけです。なお、高濃度 PCB については、重大性を鑑み、使用者がいても、それは高濃度のPCB廃棄物とみなす、ということにしました。

今度は、その考えを低濃度PCBについても当てはめようということです。

ですから、低濃度PCBが含まれているもの、またはその疑いがあるものを持っている人はちゃんと届け出てもらい、廃棄するときにきちんと処理する、ということができるよう、今回法改正いたしました。

資料の最後にありますのは、太陽光電池廃棄物のリサイクルに関する法律です。

今回の法律は、資源有効利用促進法のスキーム図のまま利用して、太陽光パネルを使用後に廃棄するような大規模な太陽光発電事業者には、国できちんとしたその判断基準を示して、それに従った対応してくれなければ行政指導ができる、行政指導でも従わない場合には勧告をして、それでもだめであれば命令をかけて罰則を科すというようなことです。

やや手間のかかるやり方ですが、最終的には罰則付きの命令を出せるというような仕組みを用意して、これやっていきましょう、ということにしています。

判断基準については徐々に厳しくするというのでやっているのですが、最終的には相当厳しい規制をかけることができるように準備をしていこう、というのがこの法律です。

また、リサイクル事業者へサポートを行うため、廃掃法の適用除外を認めること、輸入業者にも、環境配慮が義務づけられている整備であることをお客さんに知らせる義務を負わせること、といったことがこの法律改正の中に含まれております。

以上のことが、現在の国会で審議されている法律改正の概要であります。これが全部通過す

ると、また動きが出てくるだろうと思います。

さて、それ以外のことについては資料の前半に集中しておりますので、ご覧いただければと思いますが、いくつか申し上げたいと思います。

まず、光化学オキシダントの環境基準について。

1月30日に告示が改正されまして、これがすでに環境基準として決まっています。

これまで、光化学オキシダントについては、様々な物質が混じっているものが光化学オキシダントということになっていたのですが、その定義そのものは変えないのですが、総称して光化学オキシダントと呼称していたものの中で、ほとんどがオゾンであるということがはっきりしてきましたので、今回の環境基準についてはオゾンについて数字を決める、ということになりました。しかも、短期の基準と長期の基準を定めており、年間の数字と、それから1日で見る場合には8時間の数字を見て、それで環境基準を決めましょう、ということになりました。

ただし、これまでの光化学オキシダントの警報を出す際には、そのやり方まで全部変更すると大変なので、環境基準が変わりましたが、警報の基準はこれまでと同じやり方ということになっています。

それから、熱中症について「特別警報」発出の仕組みが昨年できたのですが、実は、去年は全国的にみても、「特別警報」が出ませんでした。

有難いことではあるのですが、これは県内のモニタリングポスト全ての地点で、一定の基準を超える暑さになった場合に特別警報を出すという仕組みになってはいますが、一部の地域では山の上の方にモニタリングポストがあるところもございますので、そういったところは非常に基準に達しにくい状況にあります。

そこで環境省が3月に検討会を開きまして、例えば、長野県の山の上みたいなどころにあるモニタリングポストは外してしまって、そこは、たとえ基準内であったとしても、その他のモニタリングポストが危ない時には、特別警報を発令しても良い、ということに変えました。

ですから、警報が出て欲しくはないのですが、もしかすると今年はどこか1ヶ所ぐらいは発令される可能性があるかもしれません。

なお、福岡県については今申し上げた措置に該当するところはありませんので、関係は薄いのですが、そのような動きがあるということをご承知おきください。

それから、地球温暖化について「適応」がとても重要だということが、盛んに言われるようになってまいりましたが、次の適応計画の検討が本格的に始まりました。

現適応計画がどこまで進んだか、ということの評価するための検討委員会も3月に報告をまとめ上げましたが、それを受ける形で次の適応計画が検討されることとなります。

現在の計画については、少し気になる所もあるが、それなりに進んでいるという評価結果にはなります。しかし、まだまだ国民の認識が十分でないので、その点にきちんと取り組んでいかなければならない、というのが、点検結果の報告でありまして、それを踏まえた形で、次の計画ができることとなります。

その他、国立公園が一つ増えるということは、一般に報道されていけませんので、申し上げて

おきたいと思います。

場所は、岐阜県と長野県に跨る御嶽山になります。これまで県立公園だったのですが、3月に国定公園に指定されるということになりました。

その他、国の生物多様性の戦略については中間評価が行われましたが、残念ながらあまり全部が上手くいっているということではない、という結果が出ていまして、成果がでているかどうかがよくわからないところが結構あるということです。

北九州市の生物多様性戦略もこれからもっと取り組んでいかないといけないと思いますが、国の戦略はこういうことになっているという状況でございます。

さて、本日の審議会は、計画の改定に関する審議事項2つとその他の報告をいただくことになっております。

まず初めに、地球温暖化対策実行計画の改定についてお諮りしたいと思います。

それでは事務局から説明をいただきたいと思います。

【事務局】

「北九州市地球温暖化対策実行計画の改定」について説明を行った

【会長】

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたパブリックコメント案、資料編情報について、ご意見をお聞きしたいと思います。

【委員】

はい、意見と質問をしたいと思います。

まず、今回、2050年のゼロカーボンに向けて、2035年度と2040年度に中間目標を設定するということですが、今の温暖化の深刻な状況を鑑みれば、もっと引き上げるべきではないかと思えます。

東京都はかなり厳しいキャップ制をとっているみたいですが、例えば、川崎市では、2013年度比で、2030年度に50%、2035年度64%、2040年度は77%、という高い目標を掲げています。

加えて、条例で、いわゆる対象企業との間での協定を結び、進行管理も含めて厳しくやっているみたいです。

北九州市も、川崎市と同じように重工業都市ですし、川崎市の温室効果ガスの排出量は北九州市よりもかなり大きいわけですが、環境先進都市という意味では、川崎市をむしろ上回るぐらいの目標を設定して取組を進めていくことが必要であると思えます。

また、企業はそれぞれ様々に努力していると思いますが、高い設定を以て、その達成に向けて対策に取り組んでいくというように誘導していくことが必要ではないかと思えます。

【事務局】

ただいまの点についてお答えいたします。

川崎市で、そういった目標値を定められているということは承知をしております。

一方で、北九州市としても、確かに産業構造が似ているということもあるとはございますが、同じ産業部門の中でも、川崎市と北九州市では、その中身が異なる部分があるかと思っております。

今回、北九州市として掲げた目標である2035年度に61%、2040年度に74%についてですが、これは、国の目標等との整合を図りつつ実現可能性を精査した上で設定したものでございまして、決して低い水準であるとは考えてございません。

目標値の設定にあたっては、各都市が、それぞれの排出構造や施策の積み上げに基づいて判断をされていることと考えておりますので、北九州市としては、市の実情に即した目標ということで設定をしております。

北九州市としては、引き続き、企業との連携により、脱炭素化の取り組みを着実に進めて、まずは現行目標の確実な達成に努める、ということに邁進して参りたいと思っております。

【委員】

確かに、産業構造が全く同じというわけではありません。

しかし、川崎市でこれだけの目標値を定めて、しかも具体的に、排出企業との協定も、条例の下でやっているということですから、その取組については、きちんと学ぶべきだと思いますし、北九州市で、さらなる目標値の設定の引き上げができないのか、というのは真剣に考える必要があると思います。

大気は境目がないので、これは世界的な問題であると思いますが、北九州市としては環境先進都市ということでもありますので、先ほど申し上げたように、川崎市をも上回るような積極的な取り組みが必要だということを申し上げておきたいと思っております。川崎市の実情等も調べていただきたいと思っております。これは要望しておきたいと思っております。

それから、先ほどの説明では、2050年のゼロカーボンに向けて、直線的なグラフになっていますよね。いかにスピード感を持って減らしていくか、いわゆるCO2濃度をいかに抑えていくか、ということが鍵だと言われてますよね。

そういう意味では、2050年のゼロカーボンに向けて早いテンポで、排出温室効果ガスを削減していくという取組は絶対必要なわけです。この点からも、より積極的な削減目標を設定していただきたいと思っております。

加えてご質問ですが、化石燃料による発電の削減も非常に重要だと思いますが、これについて、地球温暖化対策実行計画の中では、どのような位置付けになっているのか、これを教えていただきたいと思っております。

【事務局】

はい。化石燃料の使用についてですが、企業においても、脱炭素の観点から、よりクリーンなエネルギーに移行するという主旨で、取り組みを進められているところもございますので、そういった動きについて、市として適切に支援をして参りたいと考えてございます。

【委員】

適切に支援というのは、具体的な目標等を持ってあたっているということでしょうか。

【事務局】

目標に関しては、あくまでも、今回お示したような各年度における目標を目指して進めていくということで考えてございます。

それに向けて、委員がおっしゃった取組を実際進めていくということで、市民の皆様、企業、そして行政が一体となって進めていけるように、市としても支援をしていきたいと考えてございます。

【委員】

私にとって、その辺は非常に曖昧に聞こえます。

もっときちんとした具体的な目標を持って取り組むべきじゃないかと思っておりますので、お尋ねしているのですが、引き続き議論していきたいと思っております。

また、市役所の取組ですが、市役所自身の再エネ 100%化を受けて、先ほど節目ごとの目標を示されておりましたが、これはもっと早めることはできないのでしょうか。市役所こそ率先して取り組んでいけると思うのですが。

【事務局】

市の再エネ 100%モデル事業の進捗についてご説明させていただきます。

2030年度まで再エネ100%を達成するというところでございますが、現在、2025年度末までに、電気使用量の大きい施設、観光やスポーツ施設、市民センター等を中心に、再エネ電力への切り替えを順次行いまして、その進捗については、約600施設となったところでございます。

ただ、公共施設の中でも、独立法人化した病院や企業局でコストの面で調整が進んでない施設、テナント、その他賃貸が入っているような施設もございますので、そういったところについては、テナントの状況等を確認しながら、順次切り替えのお願いをしているところでございます。

いずれにしましても、2030年度に向けてしっかりと施設所管課や施設の状況を見ながら取組を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

【委員】

それから市役所の調達の関係についてです。

いわゆる電力、燃料、建設資材、委託業務等々含めて、調達の中での脱炭素という視点についてご説明いただきたいと思います。

【事務局】

調達の中で脱炭素という視点についてでございますが、具体的には、資料の 25～26P に記載の市役所の脱炭素の取組やその他のところで、公共工事の脱炭素化ということを考えてございます。

こういった部分で、脱炭素化に寄与できるような取組に順次取り組んで参りたいと考えてございます。以上です。

【委員】

そこについて一定の数値目標はあるのでしょうか。

技術監理局の方で鉄材のグリーン化のような目標が出されていたと記憶していますが、そういうのも含めて、何か数値目標等を持って取り組んでいるのかについてお尋ねしたいと思います。

【事務局】

数値目標については今手元にはございませんので確認させていただければと思います。

【委員】

最後に、先ほど会長も「適応策が重要である」とおっしゃっておりました。私も非常に大事な課題だと思っておりますが、一方で、緩和策との両輪の取組でなければ、適応策がうまく回っていかないと思いますので、ここは緩和策もきちんとやるという立場で、今後の取組を進めていくということが必要だと思います。この点を意見として申し上げておきたいと思います。

【委員】

10P の、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」の中の第 21 条 5 項第 2 号、市街化区域内における建物の屋根や壁面に～ということ記載されておられますけど、なぜ、あえて「市街化区域」ということに限定しているのでしょうか。

北九州市には、多くの市街化調整区域で、安全安心な所もたくさんございます。

確かに斜面地、急傾斜などたくさんありますが、実はそういうところに、既に、太陽光パネルはかなり貼られています。

これらは台風等が来た時に、飛んで行ったりすると、山火事も含めて、火災にも繋がりがかね

ません。その対策はどう考えているのでしょうか。

市街化調整区域や臨港地域、風致地区、こういう地域区分のところも活用しなければいけないと思います。

その点、市街化区域に限定しての記載はどういった受け止めをしたらいいのでしょうか。

【事務局】

今、ご覧いただいたのは、最初にご説明した資料の 9P 目のスライドだと思いますが、記載が間違っていました。

7P 目のスライドの促進区域の設定案というところを見ていただくと、赤字で市内全域を対象とすると記載してございます。こちらが正解でございまして、先ほど9P 目の市街化区域における、という記載は誤りでございました。申し訳ございません。

【委員】

本市は環境首都を目指している地域ですので、今後十分に気を付けてください。以上です。

【会長】

ご指摘ありがとうございました。

他にご意見がある方はいらっしゃいますか。

【委員】

質問と意見を申し上げたいと思います。

質問ですが、スライドの9の、「得られた電気を地域脱炭素化促進施設が設置される建築物へ供給する」との記載部分ですが、これは、そこから他に融通したらいけないと読むのでしょうか。何かすごく制限的に聞こえてしまうので質問させていただく次第でございます。

【事務局】

必ず自家消費する分だけという訳ではなく、場合によっては蓄電池などの活用も踏まえて、と考えてございます。

【委員】

例えば、市役所に供給してあげるとか或いはリモートPPAみたいな取組は駄目でしょうか。

【事務局】

そういった部分も含めて、可能性としてはあると考えております。

【委員】

安心しました。

【会長】

これが限定的な意味ではなく、主たる目的として記載していることがわかるような表現に直した方が良く、というのが質問の主旨だと思います。そのあたりは事務局で検討してください。続けてご意見どうぞ。

【委員】

一番大切なのは、市が自ら実行できる政策を踏まえた計画であることだと思います。

先ほど他の委員がおっしゃった、例えば化石燃料を使用する発電からの排出量を削減しようという取組は、この計画上の排出量の計算に恐らく入っていると思います。

その際、発電所の転換部分のロスについては、ロス部分の CO₂ が出ていて、それ以外は排出元の電力起源の排出元に入れ込んでいると思うのですが、その入れ込んだ排出係数については資料編にきちんと書いてあって、それは、国の政策で担保される部分が大きくて、北九州市がどうにかできる話でもないと思います。

要するに、できれば、国の政策や排出係数が変わる前提で見込んでいた削減量と、それに加えてこの計画で独自に削減に取り組むものと分けて記載するのがいいのかな、思っています。

でなければ、国の政策がうまくいかなかった際には、その分を市が余計に頑張らなくてはいけないような、市が責任をとらされるような形になりかねないということを懸念しています。

私としては、できればその上で、市民に公表する時の表示方法の工夫として、市の責任部分ももう少し見えるようにして、国の責任と切り分けた方が良くはないかなと思いました。

もう 1 点ですが、考えてみると、ここに記載してあるメニューが、これからの政策の全てだということではなくて、まだまだ追加で打ち手出てくると思います。

現状では、目標はこれいっぱいだと思いますが、対策が不足するということが確かにあると思いますので、追加策の受け手として、「対策は必要に応じて追加していきます」という主旨の文言を書いていた方がいいのではないかと思います。

【会長】

もう一度確認させます。ありがとうございました。

【委員】

はい、パブリックコメント案の 4P ですね。コンパクトにわかりやすくまとまっているというふうに思います。

一番下に暮らしがどうなるか、という記載があって、これも非常にわかりやすいと思うので

すが、もう少し経済的な側面を入れたほうがいいのではないかと考えております。

スライド 16P に、2050 年に目指すゼロカーボンシティの話で、経済と環境の好循環で、ここは北九州市が伝統的に強いところ、特色を持っているところですので、暮らしだけではなく、経済成長や産業といったところを、もう少し入れたほうがわかりやすいのではないかと、思いました。

ただし、これはあくまで市民向けに策定するので、どうしても暮らしの分野にフォーカスしたい、ということであれば、1234 と並んでいるのが、若干重複感があるのと、2 と 3 が少し重複している気もしますし、少しその辺は整理した方がいいかなという気がしました。以上です。

【会長】

大事なお指摘ありがとうございます。

これは少し読み直してもらったほうがいいと思いますので、事務局で検討してください。

【委員】

2つご質問です。

1つ目ですが、資料編の 69P 記載のメタンと一酸化二窒素の削減について、これは3R の推進や省エネ対策で着実に進めますと書かれていますが、今、北九州市でメタンや N2O の発生元は、どういうところが大きいのでしょうか。

2つ目の質問は、プラスチック廃棄物の削減ですが、北九州市は以前から様々な取組を行ってきている中で、今回、資源化を推進すると記載されていますが、プラスチックは様々な素材がありますので、なかなか資源化というのは難しいと思います。

一番は、分別に際して市民の協力が必要だと思うのですが、その辺りで、現在、北九州市が課題として考えているところはどんなところなのでしょう。というのも、それに対する市民への協力みたいなものが、この中に記載されていないような気がしますので。

続けて意見になりますが、資料編70P ですが、これも間伐による森林の健全な育成と竹の利活用ですが、その辺りの、間伐材を利用するとか、また竹を利用するというのはそのいろんな技術はできているとは思いますが。

一方で、間伐のところで、竹に関しては市民参加による竹林の管理への助成をするというふうに書かれているのですが、森林に関して何か助成というのは書かれていなかったもので、できればここにも何か促進してその間伐ができるようなことを入れていただけるとありがたいなと思いました。以上です。

【事務局1】

まず 1 点目のメタンと N2O の発生源ですが、下水道の処理施設が多いということでございます。以上です。

【事務局2】

課題としましては、ペットボトルの分別回収率80%ですが、令和5年度から始めました、製品を含むプラについては、まだ分別回収率が35%ぐらいに留まっていますので、こちらの分別についての啓発を頑張っていけないと認識しております。

それから事業系のプラスチックについてですが、事業者は市のごみ工場に自己搬入という形で持ち込めるのですが、それは一般廃棄物に限って持ち込みを許可しているものです。

そこに産業廃棄物となるプラスチックが混入しているところが課題になっていますので、搬入前検査をはじめとした指導を強化しております、引き続きしっかりやっていきたいと思えます。

【会長】

委員のご質問としては、資源化についての課題ということでしたが、その点はいかがですか。

【事務局2】

資源化につきましては、製品プラ、容リプラそれぞれのリサイクルについて、独自処理ルートと、容リ協会ルートの2種類がありまして、製品プラの独自処理ルートについては、なるべく市民への見える化を推進するために、小学校で使う引き出しやハンガーといった製品にリサイクルをしております。

容リプラの容リ協会ルートにつきましては入札になりまして、最近はケミカルリサイクル、コークス石炭代替燃料として再利用されているパターンが多い状況です。

【委員】

そうしたルートに持っていくために、市として、市民の方にここだけはやって欲しいとか、そういう要望などないのでしょうか。

【事務局2】

製品プラや容リプラについては、汚れているものは水ですすいで下さい、使い切ってくださいといった啓発を行っている状況でございます。

【会長】

ほかにありませんか。

【委員】

要望と意見を一つずつお願いいたします。

まず要望です。

今回の計画は、適応や市役所業務のスコープⅢ、地域脱炭素化促進事業まで含めてきちん

と整理されていますので、方向性が非常にわかりやすいと思います。

その上で、各施策が全体の削減目標や地域の強靱化にどう繋がるのか。毎年の進行管理の中で何を成果指標としていくのか、何をもちこの計画が進んだりするのかを、市民もわかる形で示し、成果を共有していただきたいと思います。

次に、2050年のゼロカーボンシティのイメージのページであります。

おそらく今後よく使われてきそうな図なので、意見を申し上げます。

未来の全体像、非常に夢のある形で見せるという点でいいなと思います。

一方で、これが何のための図か市民にとっては非常にわかりにくいです。全体像を示すイメージ図としては非常に有効で様々な要素が並んでいるんですが、市民にとって暮らしがどう変わるのかとか、市が何をするのか、今あるものと将来像の違いは何か整理されてないので、見る人にとってはたまたもう未来っぽい絵で、終わってしまい、市民に伝わりにくいのではないかと懸念いたします。

また、専門用語も非常に多いです。市民向けに使うのであれば、分野別に分ける、例えば「暮らしの分野」「まちづくりの分野」「産業の分野」等に分けるなど、もう少し伝え方を工夫していただきたいなと思います。

或いは、「ZEB」や「MaaS」といっても、環境に詳しい方は分かるのですが、ほとんどの市民はわからないと思います。そのためもっとかみ砕いたわかりやすい表現にしていきたいと思います。ここで真意を伝えるには、生活面の変化が一目でわかるような整理が必要ではないでしょうか。

【会長】

ありがとうございます。

なかなか厳しいご指摘だと思います。可能な限り努力をしていただく、としたいと思います。

これが一体何なのかっていうことがわからない、と言われたら確かにそうですね。

ご意見ありがとうございました。事務局はご検討ください。ほかの方。

【委員】

パブリックコメントの本編第11章についてです。

個人が手に取るものなので、どのようなアクションが期待されており、どのような行政支援がなされているのかというところが気になるのかなと思います。

これは市民に期待される取組の一例として省エネ住宅の普及などが書いてありますが、市の働きかけとして住宅補助があるのかとか、もう少し手にとる人に即した、市民の一人一人に即した情報を入れていく方がいいのではないかなと思います。

あと2点目ですが、少し細かいのですが、本編4ページの一番右のところに「血圧低下」と書いてあるのですが恐らく記載間違いで、あと資料編9ページに「人類共通感染症」というのがありますが、これも「人獣共通感染症」の間違いかと思います。以上です。

【会長】

今ご指摘いただいた点はその通りです。

また、はじめにおっしゃった点については、資料編の方できちんと説明ができているかどうか事務局はよく点検してください。

それでは次の審議事項もごございますので、さらにご意見ございましたら事務局にお知らせください。ありがとうございました。

つづきまして、「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画の中間見直し」について事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

「第2期北九州市循環社会形成推進基本計画の中間見直し」について説明を行った

【会長】

ご質問がありましたらお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

リサイクル率については、先ほどのご説明でもおっしゃられていたように、経済状況とか、分別が進むと、なかなか値が上がっていかないというのが現状ですので、焼却量を減らすとか、国も最終処分量を減らすとか、そういうことをしていますので、これで私はいいかなと思います。

一点だけ、少し気にかかるのが、資料の23ページの広域連携に関してです。

北九州市のような大きな自治体は、施設の運転管理をきちんとされていて、効率的な運営ができると思うのですが、小さな自治体というのはなかなかコストもかかってきますので、広域連携というのは非常に大事だなと思っていますところ。

そこで「コスト負担も含めて多角的な検討を行う」と言われると、どちらかというマイナス的にとらえてしまいました。

できれば、周辺自治体も含めて、継続的に効率的になるようなポジティブな方への連携を進めていただきたいなと思いました。

【会長】

「コスト負担も含めて」というところが、私は重要だと思いますが、見直しによって受けられません、というようなニュアンスが含まれているのでは困るというのが、委員のご指摘だと思います。事務局は答えられる限りお答えください。

【事務局】

こちらの思いとしましては、現在、3市5町から廃棄物を受け入れておりますが、料金の改定をすでに行っておりまして、今年度までは経過措置として23,000円/トンに、来年度からは、25,000円/トンに値上げをする予定になっております。

毎年、ごみ処理にかかる原価は計算しておりますので、コスト負担については、適切に他の市町村にお願いしたい、という思いで記載しております。

【委員】

14ページの新しい目標値で、市内総生産等を産業廃棄物の排出量で測るとするのは、非常にいいと思います。

ただし、この計画自体が2030年までであり、さらに長期的な視点で考えた場合、おそらく市内の産業構造の転換等があると思います。

例えば、今、北九州市は情報系の企業を積極的に誘致していますが、データセンターが市内にできるなどあれば、あまり産業廃棄物とは関係ないところで、市内総生産が増えることも十分ありえます。そのため、今回はこれでいいと思いますが、さらにその先を睨んで、例えば工業生産額で割るとか、そういったことも必要になってくるのかな、という気がしました。

【会長】

大事なお指摘いただきました。

ここは目標値にしないでモニタリングをするということではありますが、委員がおっしゃるような点もよく分析の際に考慮して、単に、現在と同じような産業構造の中で減ってきているというような誤解がないというようによく見て欲しい、ということだと思います。

【委員】

2つ質問です。

1つ目は、家庭ごみの中に、紙・プラスチック類が多いということですが、私自身、ごみステーションに出されてあるごみを見て、これはリサイクルできるのではないかと、思うようなことがしばしばあります。

そこでお伺いしたいのが、これまで、市民の皆さんへ、分別についてのわかりやすい指導等について、何か方策を実施したのかどうか教えていただければと思います。

2点目ですが、産業廃棄物のリサイクル率の算出方法のところ、分母の発生量の中にも有価物量が入っていて、分子にも有価物量入っているのですが、これは有価物でもリサイクルされない場合があるという前提なのではないでしょうか。

【事務局】

1点目のごみの分別の仕方ですが、定期的に市の広報誌等でPRや説明をしており

ますが、例えば感熱紙であったり、あまりに汚れている古紙などはリサイクルに不適ですので、そういった分別の仕方については、引き続き丁寧に市民へ説明していきたいと思っております。

【事務局2】(小田課長)

そのまま出てきたところで、例えば鉄くずのような直接売れるものについてはまず有価物として取ります。

そして、中間処理した上で、さらにまたその中から有価物として売れるものが出てくる場合がございますので、二段階方式で有価物が出てくる、ということがございます。

【委員】

新聞等をごみの中に入れて捨てるということ、このごみがプラなのか、そうでないのか、といったことは、高齢者には分かりません。だから一般ごみとして捨てるのです。若い方であれば「これはプラですよ」と教えてくれるのです。教えてもらえない高齢者や一般の家庭には分かりにくいのです。

また、古紙の回収は月に1回しか来ないので、面倒でごみに捨てることになっているのです。

そういった点に気を付けて、もう少し啓発活動をしっかりやっていただきたいと思います。

また、3ページの6番のところです。

将来の推進の方法にも書いてあるのですが、事業系ごみの取組の中で、ごみ処理手数料の見直しと記載してあります。

この見直しは必要だと考えますが、しかしながらそれをやると、事業系ごみを一般ごみに混入させる行為や不法投棄が起きる可能性も懸念されます。

また、回収業者によって袋の値段が違いますので、業者同士の競争にもなります。統一料金を決められないのか、過去にもそういった話はありませんが出来ていません。

事業者の意見をしっかり聞いた上で手数料を見直す、ということをやらなければと思います。事業者の思いをきっちり聞いていただきたい。

そして、12ページの23番です。他都市からの産業廃棄物の受け入れや廃棄物の処理体制、広域連携などについて記載しているところです。

他都市からのごみ量は、本市の3工場の全焼却量の約2割を占めています。

もう少し高い処理料金を頂くべきです。また、地域に対しても、例えば新門司工場の地元の松ヶ枝南校区などに約束事があるはずなのに、出来ていない部分が多くあります。他都市のごみが多く搬入される、パッカー車が不適切なルートを通る、そういった事象が発生しています。

広域連携も必要で、本市は環境首都を目指していますから、「どんな量でも、どんなごみ処理もできますよ」、と本当は言いたいところですが、受け入れることで、例えばごみ処理施設の早い劣化が起こることから、受入れ料金は当然ながら上げるべきと考えます。

そのようなところについて、どのようにお考えか教えてください。

【事務局】

まず事業系ごみの値上げにつきましては、先日の2月議会におきまして、手数料条例見直しをいたしました。後ほど別途ご報告させていただきますが、来年の9月1日から10kgあたり230円に値上げをする議決をいただきましたので、まずはこれに向けて、取り組んでいきたいと思っております。

また、周辺自治体のごみ処理費につきましては、現在は経過措置中でございますが、トンあたり23,000円に値上げをしております。加えて、来年度から25,000円に値上げをいたしますので、これにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

【委員】

回収業者の意見はどの程度まで聞きましたか。

【事務局】

まず、この手数料の値上げに関しましては、業界100団体に説明をしております。

それから、実際の回収業者の意見を聞いておりますと、昨今の物価高騰や燃料代の値上げで、ごみの値上げをしたかったのだけれども、なかなか排出事業者側に言い出せなかったということでした。

今回、値上げについての手数料条例の議決が通りましたので、これをきっかけに収集運搬に要するコストについても適正な料金にしたいということで、排出事業者側と今後交渉を行っていきたくて聞いております。そういった取組の支援のために我々から収集運搬会社に手数料値上げに関する通知を出しておりますので、民間同士の交渉になりますが、そういったところを見守っていきたくて聞いております。

【委員】

収集運搬業者は競争です。仕事を取りたい業者は、他の業者よりも料金を下げてしまう。袋の値段は統一できないのでしょうか。

【事務局】

それにつきましては民間同士の話ですので、契約条件について市として口出しをすることは難しいと思っております。

ただ今回、事業所からのごみ削減のために補助金制度も設けておりますので、そういったことで事業者の支援をやっていきたくて聞いております。

【委員】

過去には、統一の袋料金にしようとした動きはありました。

しっかり統一して、業者の皆さんが悩むことなく、仕事に専念できるように考えなくては

けなのではと思っていますので、これは将来への課題として申し上げておきます。

【会長】

ありがとうございました。独占禁止法との関係があつてなかなか難しいかもしれませんが、ご意見として承ります。

他の方はよろしいでしょうか。

さて、先ほどの温暖化対策実行計画の件ですが、パブリックコメントの案を今日出されたご意見を踏まえて、手直しが必要かと思いますが、どのような手直しをしてパブリックコメントを行うかについては、私にご一任いただけますでしょうか。よろしいですか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

ありがとうございます。ご一任をいただきました。

次回の審議会では、パブリックコメントの結果を踏まえて、最終の答申をどうするかということについて改めてお諮りをしたいと思います。

それでは報告事項が二つございますので、続けてご説明をいただいて、そのあと、まとめてご質問からお願いいたします。

【事務局】

「事業系ごみの減量・リサイクル対策」について説明を行った

「北九州グリーンサーキュラー認定制度の創設と進捗」について説明を行った

【会長】

ありがとうございました。

2つご報告いただきましたが、何か特にこのご報告についてご質問ございますか。

【委員】

1つ目の事業系ごみ減量・リサイクル対策についてです。

古紙の回収拠点については地域団体が管理をされているかと思いますが、管理団体の負担の軽減といったところも、できる限り考えていただきたいなと思います。

全然分別をしないで持ってこられて、管理団体の方の負担がかなり大きくなっている例を福岡市ではよく見ているので、こういった視点を入れて欲しいというのが要望です。

もう一つは質問になりますが、グリーンサーキュラー認定制度についてです。

この認定は、期限付きのものでしょうか。というのも、認定取得時はいいのですが、その後の事後評価や継続性も大切だと考えておりますが、いかがでしょうか。

【事務局1】

まずグリーンサーキュラー認定制度のご質問についてですが、認証期間は5年になります。

委員にご指摘いただいたように、継続して取り組んでいただきたいと思っておりますので、グレード制を設けまして、1度認証を受けた後も、次のステップアップに向けて取り組んでいただきたいと考えております。以上です。

【事務局2】

今まさに事業者に向けて周知を進めておりますが、古紙、雑誌、新聞、段ボール、雑がみなどは分別してくださいというチラシを作りまして皆様へ説明しているところです。

また、地域団体が管理する倉庫あるいは回収拠点に持ち込む際には、団体と十分話をしてくださいというふうに伝えておりますので、ご指摘の点しっかりやってきたいと思っております。

【委員】

グリーンサーキュラー認定制度についてですが、排出事業者や処分業者のうち、優秀な方を表彰するという取組はいいことだと思います。

一方で、資源循環の視点から、排出されたものを使ってくださる方がまたすごく大事だと思いますので、違う制度になるかもしれませんが、リサイクルしたものを使ってくれる方、リユースしてくれる方についての表彰というのもあったらいいのではないかな、と思います。

【会長】

そうですね。その辺りも今後検討してください。

それから、検査の回数を増やすのはいいのですが、余りに定期的なものにしてしまうと良くありませんので、ここについてはランダムにするなど工夫していただけるということで良いですよ。

【事務局】

会長からのご指摘ですが、曜日や時間についてはランダムで行うよう考えております。

【会長】

他の方、なにかありますか。

【委員】

グリーンサーキュラー認定制度についてですが、これは認定制度ということはしっかり伝わってきます。一方で、認定件数だけではなく、この制度で、実際にCO2削減にどれだけ寄与していくのか、をはかることは難しいのでしょうか。

また、中小事業者が少し参加しにくいように思えるのですが、これに対する伴走支援をどのようにやっていくのか、について教えてください。

【事務局】

成果につきましてですが、特に脱炭素のところは自社で測っていただくようにしていますので、そのあたりをなるべく見える化していただきたいと考えておりまして、そのあたりの取組具合を、グレードを上げていくタイミングなどで見ていきたいと考えているところです。

また、中小企業についても支援していきたいと考えておりまして、現在、商工会議所や市の産業経済局中小企業振興課と連携を組みまして、適切な支援策を検討しています。以上でございます。

【会長】

他にご質問なかったでしょうか。追加でご質問ご意見などございましたら、どうぞ事務局にご連絡下さい。それでは事務局から事務連絡ありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、また貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。本日いただきましたご意見を踏まえまして、事務局、事務局にて検討を進めて参ります。どうもありがとうございました。

これで第74回委員会を終了いたします。